| | | |
|---|---|---|
| 第五十二条の六十一の七第一項第五号 | とき | とき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。） |
| 第五十二条の六十一の八第一項第四号 | 事務所 | 事務所の連絡先及び国内に当該営業所又は事務所を有しない場合にあつては、日本における代表者又は代理人 |
| 第五十二条の六十一の十七第二項 | 営業所 | 国内における営業所 |
| | 所在（法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在） | 日本における代表者若しくは代理人の所在 |

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

**第六条**　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四号中「及び農業協同組合法」を「、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う同法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいう。以下同じ。）が行う農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法」に改め、同表第七号中「及び水産業協同組合法」を「、水産業協同組合法第百二十一条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。）が行う同法第百二十一条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第百二十一条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第百二十一条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法」に改め、同表第八号中「除く。）」の下に「、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の三第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者（以下この号において単に「信用協同組合電子決済等代行業者」という。）が行う同法第六条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第六条の五の九第六項の規定により信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第六条の五の二第二項に規定する役務の提供」を加え、同表第十八号中「及び信用金庫法第八十五条の四第一項第八号」を「、信用金庫法第八十五条の五第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者（以下この号において単に「信用金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同法第八十五条の四第二項に規定する役務の提供、同法第八十五条の十一第六項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第八十五条の四第二項に規定する役務の提供及び同法第八十五条の十二第一項第八号」に改め、同表第二十二号中「及び労働金庫法第八十九条の五第一項第八号」を「、労働金庫法第八十九条の六第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者（以下この号において単に「労働金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同法第八十九条の五第二項に規定する役務の提供、同法第八十九条の十二第六項の規定により労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第八十九条の五第二項に規定する役務の提供及び同法第八十九条の十三第一項第八号」に改め、同表第二十九号中「除く。）」の下に「、電子決済等代行業者が行う同法第二条第十七項に規定する役務の提供」を加え、「同法第二条第十七項」を「同条第二十項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十四項」に改め、同表第四十四号中「及び農林中央金庫法」を「、農林中央金庫法第九十五条の五の三第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者（以下この号において単に「農林中央金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同法第九十五条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第九十五条の五の九第六項の規定により農林中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第九十五条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法」に改め、同表第四十七号中「行う販売若しくは役務の提供」の下に「、同法第六十条の二第二項に規定する商工組合中央金庫電子決済等代行業者（以下この号において単に「商工組合中央金庫電子決済等代行業者」という。）が行う同法第六十条の三十二第五項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者が行う同法第六十条の二第一項に規定する役務の提供」を加える。

（長期信用銀行法施行令の一部改正）

**第七条**　長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第五十三条第五項の項中「第五十三条第六項」に改め、同表第五十六条第十三号の項中「第五十六条第十三号」を「第五十六条第十九号」に改める。

第六条の五の二第六号中「第八十五条の十二第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改め、同条第七号中「第八十九条の五第一項」を「第八十九条の十三第一項」に改め、同条第十二号中「信託業法」の下に「（平成十六年法律第百五十四号）」を加える。

（協同組合による金融事業に関する法律施行令の一部改正）

**第八条**　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第二号中「第五条の七」を「第五条の十三」に改める。

第五条の五第一項中「第六条の五第二項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおり」を「第六条の五第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同項の表第五十二条の六十一第二項の項中「第六条の五の二」を「第六条の五の十一」に改める。

第五条の十中「第六条の五の二」を「第六条の五の十一」に改め、同条を第五条の十六とする。

第五条の九第一項第一号中「第六条の五の二」を「第六条の五の十一」に改め、同条を第五条の十五とする。

第五条の八を第五条の十四とする。

第五条の七第一項中「第六条の五の二」を「第六条の五の十一」に改め、同条を第五条の十三とする。

第五条の六の次に次の六条を加える。

（認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会の認定の申請）

**第五条の七**　法第六条の五の七の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一　名称

二　事務所の所在地

三　役員の氏名

四　法第六条の五の七第二号に規定する協会員の氏名又は名称

2　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（信用協同組合電子決済等代行業者等についての銀行法の読替え）

**第五条の八**　法第六条の五の十第一項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える銀行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| 第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ | 協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、労働金庫法 | 信用金庫法、労働金庫法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号） |